

長崎市・長与町新浄水場共同整備事業
実施方針(案)

令和 7 年 1 月
長崎市・長与町

目次

第1章	特定事業の選定に関する事項	1
1.	事業内容に関する事項	1
2.	特定事業の選定及び公表	13
第2章	事業者の募集及び選定に関する事項	14
1.	募集及び選定方法	14
2.	募集及び選定の手順	14
3.	入札参加者の備えるべき入札参加資格要件	18
4.	提案書類の取扱い	23
5.	審査及び選定に関する事項	24
第3章	事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項	25
1.	事業契約に関する基本的な考え方	25
2.	責任分担に関する基本的な考え方	26
3.	予測されるリスクと責任分担	26
4.	対象業務におけるサービスの水準	26
5.	本市町よる事業の実施状況及びサービス水準のモニタリング	26
第4章	公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項	28
1.	立地条件(新浄水場)	28
2.	立地条件(新浦上配水池、新女の都ポンプ場)	29
3.	立地条件(新導水ポンプ場(長与町))	30
4.	立地条件(第2浄水場)	31
第5章	契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項	32
第6章	事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項	32
1.	事業者の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合	32
2.	本市町の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合	32
3.	本市町及び事業者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合	32
第7章	法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項	33
1.	法制上の措置	33
2.	税制上の措置	33
3.	財政上及び金融上の支援	33
第8章	その他特定事業の実施に関し必要な事項	33
1.	入札参加に伴う費用負担	33
2.	本事業において使用する言語、通貨単位等	33
3.	情報公開及び情報提供	33
4.	実施方針の変更	33
5.	実施方針に関する問い合わせ先	33

第1章 特定事業の選定に関する事項

1. 事業内容に関する事項

(1) 事業名称

長崎市・長与町新浄水場共同整備事業(以下「本事業」という。)

(2) 施設の管理者の名称

長崎市上下水道事業管理者 片江 伸一郎

長与町長 吉田 慎一

(3) 本事業の目的

長崎市及び長与町(以下「本市町」という。)では、浦上浄水場(長崎市管理、昭和 20 年供用開始)、道ノ尾浄水場(長崎市管理、昭和 43 年供用開始)、第1浄水場(長与町管理、昭和 35 年供用開始)が更新時期を迎えている。そのため、安定した水の供給と施設運用の効率化を図ることを目的に、将来の水需要を踏まえながら、適正規模で浄水場の統廃合を行い、共同で長崎市・長与町新浄水場(以下「新浄水場」という。)を整備することとしている。

本事業は、新浄水場、新浄水場外施設及び場外管路の整備・運転管理・保守管理について、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」(平成 11 年法律第 117 号。以下「PFI 法」という。)に準じて、設計・施工・運転維持管理一括発注方式により、民間事業者(以下「事業者」という。)の有するノウハウや創意工夫を活用し、将来にわたって良質で安心・安全な水を安定供給することを目的として実施するものである。なお、長崎市では、令和 3 年に「ゼロカーボンシティ」を宣言しており、本事業においても、脱炭素に係る民間提案を期待する他、地域の活性化を目的として、地元企業の事業参画を期待する。

(4) 本事業の内容

ア. 事業予定地

①新浄水場(長崎県西彼杵郡長与町高田郷 298-1、ほか 1 筆)

敷地面積: 約 14,300 m²

②新浦上配水池(長崎県長崎市昭和 2 丁目 21-3)

敷地面積: 約 9,900 m²(うち:約 5,000 m²を想定)

③新女の都ポンプ場(長崎県長崎市昭和 2 丁目 21-3)

敷地面積:②新浦上配水池と同敷地

④新導水ポンプ場(長与町)(長崎県西彼杵郡長与町嬉里郷 1092-1、ほか1筆)

敷地面積: 約 2,300 m²

⑤第2浄水場(長崎県西彼杵郡長与町三根郷 400-1、ほか 5 筆)

敷地面積: 約 9,400 m²

イ. 事業概要

本事業は、広域連携による施設統廃合を踏まえた水運用計画に基づき、新浄水場整備業務と新浦上配水池・新女の都ポンプ場・新導水ポンプ場(長与町)・第2浄水場(改良)等を対象とした場外施設整備業務および、新設導・送・配水管路等の管路整備業務を実施し、新浄水場については運転維持管理を行い、場外施設については保守点検を行うものである。

ウ. 事業方式

本事業は、事業者による提案の自由度を高く設定することで提案内容の質的向上を図り、事業者が持つノウハウや創意工夫を活用した効率的な維持管理と更新の一体マネジメントを推進することを目的として、設計・施工及び運転維持管理一括発注方式(DBO方式)により実施する。

本事業については、水道法(昭和32年法律第177号)第24条の3に規定する第三者委託は適用しない。

本市町は本施設の設計・施工及び運営に係る資金を調達し、本施設を所有する。事業者は、本市町の所有となる本施設の設計・施工業務、運營業務に係る本事業を一括して行うものとする。

なお、本施設の設計・施工業務については、防災・安全交付金(水道施設再編推進事業)、水道水源開発等施設整備費国庫補助事業交付金(水道施設機能維持整備費)の対象事業として実施する予定である。

エ. 事業期間

本事業の事業期間は、以下のとおりとする。

- ・設計・施工期間:事業契約締結日(令和8年1月予定)から令和15年3月31日
- ・運転維持管理期間:令和15年4月1日から令和30年3月31日までの15年間

(5) 本事業の対象範囲

本事業の対象範囲は、以下のとおりとする。具体的な業務の内容及びその他の詳細については、要求水準書において示す。事業概要図を別紙1に示す。本事業における施設整備・運転維持管理において、省エネ型機器や太陽光発電、位置エネルギーを有効活用した小水力発電等、新技術や新しい整備手法の積極的な導入を期待する。

なお、事業者は、事業期間を通して本市町が行う防災・安全交付金(水道施設再編推進事業)、水道水源開発等施設整備費国庫補助事業交付金(水道施設機能維持整備費)の申請や行政手続き等に対して協力を行うものとする。

ア. 新浄水場整備、運転管理および保守管理業務

(ア) 施設概要

本事業(新浄水場整備)の概要は、下表に示すとおりである。

項目	内容
水源	表流水（浦上ダム、JR長崎トンネル湧水、萱瀬ダム）
水利使用可能水量	39,500 m ³ /日（浦上ダム 23,900 m ³ /日、 JR長崎トンネル湧水 3,600 m ³ /日、 萱瀬ダム 12,000 m ³ /日）
施設能力	29,535 m ³ /日
浄水処理方式	前処理+膜ろ過 ただし、要求水準の浄水水質の達成が可能であれば、事業者提案による 浄水処理方式の変更も認める
排水処理方式	機械脱水方式
主要な新設施設	<ul style="list-style-type: none"> ・ 浄水施設（着水井、前処理施設、混和池、膜ろ過施設、浄水池等） ・ 送水施設 ・ 排水処理施設 ・ 薬品注入設備 ・ 管理棟（中央監視制御設備等） ・ 受変電設備 ・ 非常用自家発電設備 ・ 造成工事、場内配管、場内整備 ※土砂災害対策工事、浸水対策工事を含む

(イ) 本業務の対象施設業務範囲を下表に示す。

施設		調査 設計	建設 工事	運転 管理	保守 管理	
整備 対象 施設	共同 整備分	浄水施設	○	○	○	○
		送水施設	○	○	○	○
		排水処理施設	○	○	○	○
		薬品注入設備	○	○	○	○
		管理棟(中央監視制御設備等)	○	○	○	○
		受変電設備	○	○	○	○
		非常用自家発電設備	○	○	○	○
		既設建造物の撤去	○	○	—	—
		造成	○	○	—	—
		場内配管	○	○	—	○

		場内整備	○	○	—	○
	長崎市 整備分	送水ポンプ設備(道ノ尾配 水池・高田越減圧槽向け)	○	○	○	○
		送水ポンプ設備 (新浦上配水池向け)	○	○	○	○
		送水ポンプ設備(赤迫高部 配水槽向け)	○	○	○	○
	長与町 整備分	送水ポンプ設備 (長与町向け)	○	○	○	○

a 調査・設計業務

- ・基本設計業務
- ・測量調査、地質調査、埋設物調査、周辺環境調査、電波障害等調査等の各種調査業務
- ・説明会等実施支援業務
- ・詳細設計業務
- ・設計に伴う各種申請等の業務
(長崎市及び長与町の水道事業変更認可申請書作成業務や関係機関との協議調整等を含む)
- ・その他上記の業務を実施する上で必要な関連業務

b 建設(施工)業務

- ・工事業務(各種工事の施工及び工事現場管理を含む、必要に応じて既存施設の撤去)
- ・工事に伴う各種申請等の業務(関係機関との協議調整を含む)
- ・試運転および既設から新設への切替業務
- ・その他上記の業務を実施する上で必要な関連業務

c 運転管理業務

- ・運転管理業務
- ・水質管理業務
- ・膜薬品洗浄業務
- ・消耗品調達管理業務
- ・薬品調達管理業務
- ・光熱費燃料等の調達管理業務
- ・浄水ケーキ運搬及び処分先との各種調整業務
- ・見学者対応業務
- ・災害、事故及び緊急時対応業務
- ・事業終了時の引継ぎ業務

- ・その他上記の業務を実施する上で必要な関連業務

d 保守管理業務

- ・保守点検業務
- ・修繕業務(膜交換含む)
- ・植栽管理、清掃及び除雪業務
- ・防犯業務
- ・その他上記の業務を実施する上で必要な関連業務

e 長期更新計画業務

- ・更新計画策定業務

イ. 場外施設整備および保守管理業務

(ア) 施設概要

本業務の対象施設は、下表に示すとおりである。

項目	内容
主要な施設 (長崎市整備分)	<ul style="list-style-type: none"> 新浦上配水池 土木設備(有効容量 3,000m³×2池)、計装設備等、 場内整備、場内配管、取付道路及び連絡通路整備等
	<ul style="list-style-type: none"> 新女の都ポンプ場 送水ポンプ施設、受変電設備等
	<ul style="list-style-type: none"> 大手配水池 配水池通信装置、データセンター機能増設
主要な施設 (長与町整備分)	<ul style="list-style-type: none"> 新導水ポンプ場(長与町) 取水口、取水渠、着水井、沈砂池、導水ポンプ井、導水ポンプ設 備、非常用自家発電設備、電気計装設備等 ※浸水対策工事を含む
	<ul style="list-style-type: none"> 第2浄水場 送水ポンプ設備、天日乾燥床、受変電設備、電気計装設備、非常 用自家発電設備、場内整備等 ※浸水対策工事、土砂災害対策工事含む
	<ul style="list-style-type: none"> 北陽台配水池、第3配水池、第5配水池 場内配管整備、電動弁・制御盤設置等 ※停水分岐
	<ul style="list-style-type: none"> 東高田2号配水池、南陽台高部配水池、まなび野高部配水池 場内配管整備、電動弁・制御盤設置等

(イ) 本業務の対象施設

本業務の対象施設を下表に示す。

施設		調査 設計	建設 工事	運転 管理	保守 管理	
整備対象施設	共同 整備分	取水・導水施設	—	—	—	△※1
	長崎市 整備分	新浦上配水池	○	○	—	○
		新女の都ポンプ場	○	○	—	—
		大手配水池(改良)	○	○	—	—
		赤迫高部配水池、 道ノ尾配水池、 高田越減圧槽	—	—	—	○
	長与町 整備分	新導水ポンプ場(長与町)	○	○	—	—
		第2浄水場(改良)	○	○	—	—
		まなび野低部配水池	○	○	—	—
		北陽台配水池、 第3配水池、 第5配水池	○	○	—	—
		東高田2号配水池、 南陽台高部配水池、 まなび野高部配水池	○	○	—	○

※1:新浄水場に至るまでの導水施設(JR 長崎トンネル湧水取水ポンプ、新導水ポンプ場(浦上)等)は本事業の対象外であり、別事業として整備を予定している。ただし、導水施設の保守管理業務については本事業と一体で行うことが望ましいため、整備完了後、保守管理業務を事業者と随意契約する予定である。

a 調査・設計業務

- ・基本設計業務
- ・測量調査、地質調査、埋設物調査、周辺環境調査、電波障害等調査等の各種調査業務
- ・説明会等実施支援業務
- ・詳細設計業務
- ・設計に伴う各種申請等の業務(関係機関との協議調整を含む)
- ・その他上記の業務を実施する上で必要な関連業務

b 建設(施工)業務

- ・工事業務(各種工事の施工及び施工管理含む、必要に応じて既存施設の撤去)

- ・工事に伴う各種申請等の業務(関係機関との協議調整を含む)
- ・その他上記の業務を実施する上で必要な関連業務

c 保守管理業務

- ・保守点検業務
- ・修繕業務
- ・植栽管理、清掃業務
- ・防犯業務
- ・その他上記の業務を実施する上で必要な関連業務

ウ. 場外管路整備業務

(ア) 施設概要

本業務の対象施設は、下表に示すとおりである。なお、同表内の開削工・推進工・水管橋の区分及び数量は、基本設計段階における検討結果及び概算値であり、本事業で実施する詳細設計業務において確定し、設計変更を行う予定である。

整備区分	工法・道路種別・管種・口径・布設延長など
共同整備分	① 新導水ポンプ場(浦上)～新浄水場 開削工－DIP-NS φ 600mm 1,665m 推進工－DIP-NS φ 600mm (HP φ 1,000mm) 235m ※新導水ポンプ場(浦上)は別事業で整備を予定している
長崎市単独整備分	① 萱瀬ダム導水管分岐A～新浄水場 開削工－DIP-GX φ 450mm 1,000m 水管橋－STPY φ 450mm 30m 不断水分岐 ② 新浄水場～新浦上配水池 開削工－DIP-GX φ 400 mm 1,365m 推進工－DIP-GX φ 400 mm (HP φ 1,000mm) 235m ③ 新浄水場～道ノ尾配水池・高田越減圧槽 B・C 開削工－DIP-GX φ 400 mm 850m 開削工－DIP φ 250 mm 50m 水管橋－DIP-NS φ 400 mm 30m 停水分岐 ④ 新浄水場～赤迫高部配水槽向け既設送水管分岐 D 開削工－DIP-GX φ 250 mm 350m 停水分岐 ⑤ 小江原配水槽(手熊浄水場系)既設送水管 E～新浦上配水池 開削工－DIP-GX φ 400 mm 300m 停水分岐 ⑥ 新浦上配水池～既設浦上配水池系配水管分岐 F 開削工－DIP-NS φ 700 mm 600m 開削工－DIP-NS φ 500 mm 10m 不断水分岐 緊急遮断弁 開削撤去工－DIP φ 700 mm 10m 開削撤去工－DIP φ 400 mm 200m ⑦ 新浦上配水池～女の都配水池向け既設送水管分岐 G 開削工－DIP-GX φ 250 mm 280m 停水分岐 ⑧ 赤迫高部配水槽既設配水管～既設配水管 開削工－DIP-GX φ 150 mm 180m 不断水分岐 (共同①と長崎市単独②の布設区間の一部を移設)

長与町単独整備分	<p>① 新導水ポンプ場(長与町)～第2浄水場 開削工－DIP-GX φ 300 mm 2,286m 推進工－DIP-GX φ 300 mm 24m (3箇所) 水管橋－DIP-GX φ 300 mm 40m (2箇所)</p> <p>② 新導水ポンプ場(長与町)～定林堰 開削工－DIP-GX φ 250 mm 378m 推進工－DIP-GX φ 250 mm 8m (1箇所)</p> <p>③ 第2浄水場～北陽台配水池向け既設送水管分岐 H 開削工－DIP-GX φ 300 mm 15m 停水分岐</p> <p>④ 第2浄水場～第3配水池向け既設送水管 I 開削工－DIP-GX φ 200 mm 335m 停水分岐</p> <p>⑤ 北陽台配水池・第3配水池向け送水管 J～第5配水池既設連絡管 K 開削工－DIP-GX φ 300 mm 890m 水管橋 φ 300 mm 62m (3箇所) 不断水分岐</p> <p>⑥ 新浄水場～東高田2号配水池場内 開削工－DIP-GX φ 250 mm 1,675m 水管橋－STPY φ 250 mm 30m (1箇所) ※東高田2号配水池系への緊急用連絡管含む (接続箇所 東高田2号配水池既設配水池管 分岐 M 不断水分岐)</p> <p>⑦ 新浄水場～南陽台高部配水池場内 開削工－DIP-GX φ 250 mm 1,250m ※南陽台高部配水池系への緊急用連絡管含む (接続箇所 南陽台高部配水池 既設配水池管 分岐 O 不断水分岐)</p> <p>⑧ 新浄水場～まなび野高部配水池 P 開削工－DIP-GX φ 250 mm 1,540m ※まなび野高部配水池系への緊急用連絡管含む (接続箇所 まなび野高部配水池 既設配水池管 分岐 Q) 不断水分岐</p> <p>⑨ まなび野低部配水池流入、流出連絡管 開削工－DIP-GX φ 250mm 10m まなび野低部配水池場内配管 停水分岐</p>
----------	--

(イ) 業務範囲

本業務の対象施設を下表に示す。

施設		調査 設計	建設 工事	運転 管理	維持 管理	
整備 対象 施設	共同 整備分	新導水ポンプ場(浦上)～新浄水場 1路線	○	○	—	—
	長崎市 整備分	萱瀬ダム～新浄水場等 8 路線	○	○	—	—
	長与町 整備分	新導水ポンプ場(長与町)～第2浄水 場 8 路線	○	○	—	—

a 調査・設計業務

- ・基本設計業務
- ・測量調査、地質調査等の各種調査業務
- ・詳細設計業務
- ・設計・調査に伴う各種申請等の業務(関係機関との協議調整を含む)
- ・その他上記の業務を実施する上で必要な関連業務

b 建設工事(施工)業務

- ・工事業務(各種工事の施工及び工事現場管理を含む)
- ・工事に伴う各種申請等の業務(関係機関との協議調整を含む)
- ・家屋調査
- ・その他上記の業務を実施する上で必要な関連業務

(6) 事業者の収入

事業者の収入は、「設計業務の対価」「建設業務の対価」「運転維持管理業務の対価」で構成され、本市町は、設計・施工請負契約により作成された契約書(以下「設計・施工請負契約書」という。)に定める請負代金額と運転維持管理契約により作成された契約書(以下「運転維持管理契約書」という。)に定める委託代金額を支払う。支払い条件および内容については、入札説明書等において提示する。

(7) 事業スケジュール(予定)

事業スケジュールは次のとおりであるが、設計・建設期間及び施設引渡し日等の各日程は、事業者の提案により前倒しして設定することができる。なお、運転維持管理期間は、全量通水開始より15年間の運転管理業務を実施する。

設計・施工請負契約締結	令和 8 年 1 月
設計・建設期間	設計・施工請負契約締結日～令和 15 年 3 月 31 日
施設引渡し日	令和 15 年 3 月 31 日
運転維持管理期間	令和 15 年 4 月 1 日～令和 30 年 3 月 31 日 ※運転維持管理期間の前倒しも可とする。ただし、運転維持管理期間は、全量通水開始後 15 年間とする。

(8) 遵守すべき法制度等

本事業の実施に当たっては、関連法令(当該法律の施行令及び施行規則等の政令、省令、規則及びガイドライン等を含む。)及び条例等を遵守すること。

2. 特定事業の選定及び公表

(1) 特定事業選定の基本的考え方

本事業は PFI 法に準じて実施する。従来手法として実施した場合と比較し、以下のいずれかの条件を満たす場合に特定事業として選定する。

- ・ サービスが同一水準にある場合は、事業期間全体を通じた本市町の財政負担の縮減が期待できる場合
- ・ 財政負担が同一水準である場合は、サービスの水準の向上が期待できる場合

(2) 特定事業選定の評価

本市町の財政負担見込額の算定にあたっては、事業者からの税収その他の収入等を適切に調整した上で、将来の費用と見込まれる財政負担の総額を算出の上、これを現在価値に換算することにより評価を行う。

本市町が提供を受けるサービスの水準については、定量化が困難な場合には客観性を確保した上で定性的な評価を行う。

(3) 特定事業の選定結果の公表

前号に基づいて本事業を特定事業と選定した場合は、その結果を、評価の内容と合わせ、本市のホームページで速やかに公表する。また、本事業の実施可能性についての客観的な評価に基づき、特定事業としての選定を行わないこととした場合にも、同様に公表する。

第2章 事業者の募集及び選定に関する事項

1. 募集及び選定方法

本事業では、事業者による効率的・効果的なサービスの提供を求めることから、事業者の選定に当たっては、事業者のノウハウや創意工夫を総合的に評価して選定することが必要である。従って、事業者の選定方法は、入札額に加え、施設整備に関する技術提案等を総合的に評価する総合評価一般競争入札方式により行うものとする。なお、事業者には、施設の設計・建設・運転維持管理において、脱炭素に係る提案の他、安全性・安定性・効率性及び経済性を考慮した提案を求める。

2. 募集及び選定の手順

(1) 募集及び選定スケジュール

事業者の募集及び選定スケジュール(予定)は、次のとおりとする。

日 程	内 容
令和7年1月22日	実施方針等の公表
令和7年1月31日	実施方針等に関する説明会、事業予定地の見学会開催
令和7年2月7日	実施方針等に関する質問受付締切
令和7年2月中旬	第1回原水採水
令和7年2月下旬	実施方針等に関する質問・回答の公表
令和7年3月中旬	特定事業の選定及び公表
令和7年4月上旬	入札公告・入札説明書等の公表
令和7年4月中旬	入札説明書等に関する説明会、事業予定地の見学会の開催
令和7年4月下旬	入札説明書等に関する第1回質問(資格要件)受付締切
令和7年5月中旬	第2回原水採水
令和7年5月下旬	入札説明書等に関する第1回質問・回答(資格要件)の公表
令和7年6月上旬	入札説明書等に関する第2回質問(その他図書)受付締切
令和7年6月上旬	資格審査に関する書類の提出期限(参加表明書、資格審査申請書等)
令和7年6月下旬	資格審査の通知
令和7年7月上旬	入札説明書等に関する第2回質問・回答(その他図書)の公表
令和7年8月下旬	官民対話の実施
令和7年10月下旬	提案審査に関する書類の受付締切
令和7年11月下旬	提案審査及びヒアリング・開札等
令和8年1月下旬	落札者の決定及び公表
令和8年1月下旬	事業契約締結
令和8年2月下旬	議会への報告

(2) 募集手続等

ア. 実施方針等に関する説明会の開催、事業予定地の見学会の開催

実施方針等に関する説明会、事業予定地の見学会を次のとおり開催する。

(ア) 実施方針等に関する説明会

日時:令和7年1月31日(金)午前11時00分から午前11時30分まで

(受付:午前10時30分から午前11時00分まで)

会場:〒850-8685 長崎県長崎市魚の町4-1(長崎市役所15階)

申込期限:令和7年1月30日(木)正午まで

申込方法:参加申込書(別紙様式1)に必要な事項を記入のうえ、第7章. 5に記載の問い合わせ先に電子メールにて提出すること。

(イ) 事業予定地の見学会

日時:令和7年1月31日(金)午後1時30分から午後4時00分まで(移動時間含む)

対象地:新浄水場および新浦上配水池の予定地、

第2浄水場、新導水ポンプ場(長与町)予定地

申込期限:令和7年1月30日(木)正午まで

申込方法:参加申込書(別紙様式1)に必要な事項を記入のうえ、第7章. 5に記載の問い合わせ先に電子メールにて提出すること。

(ウ) 留意事項

各申込は各社ごとに行い、参加者は1社当たり2名までとする。

説明会および見学会では実施方針及び業務要求水準書は配布しない。また、本説明会及び本見学会では質疑応答の機会を設けない。

現地見学会において、市町職員による現地案内は行わない。ただし、市町職員を同行させ、各施設への先導を行う。

イ. 実施方針等に関する質問の受付及び回答

実施方針等に関する質問を、次のとおり受け付ける。また、質問への回答については、本市ホームページで公表する。なお、回答に当たっては質問者を匿名化する。

(ア) 受付期間:実施方針等の公表の日から令和7年2月7日(金)正午まで

(イ) 受付方法:実施方針等に関する質問書(別紙様式2)に記入のうえ、第7章. 5に記載の問い合わせ先に、電子メールにより提出すること。

ウ. 浦上浄水場および道ノ尾浄水場、第1浄水場、第2浄水場原水の採水

事業者による新施設の設計業務に必要なデータの収集に資するため、希望者に対し、次のとおり採水する機会を提供する。

(ア) 日程

日時:令和7年2月、5月を予定

(日時の詳細については、参加希望者と調整の上決定する。)

会場:浦上浄水場(原水:浦上ダム、JR長崎トンネル湧水)、道ノ尾浄水場(原水:萱瀬ダム)

第1浄水場(原水:長与川)、第2浄水場(原水:長与ダム等)

申込期限:令和7年2月7日(金)正午まで

申込方法:参加申込書(別紙様式3)に必要な事項を記入のうえ、第7章.5に記載の問い合わせ先に電子メールにて提出すること。

(イ) 留意事項

採水に必要な機材(バケツ・ロープ・採水容器等)は参加希望者が用意すること。

エ. 入札説明書等に関する説明会の開催、事業予定地の見学会の開催

特定事業の選定を踏まえ、令和7年4月上旬に、入札公告を行い、入札説明書等を本市ホームページで公表するとともに、入札説明書等に関する説明会、事業予定地の見学会を令和7年4月中旬に開催する。

オ. 入札説明書等に関する質問の受付及び回答

入札説明書等に関する質問を受け付ける。質問の方法等は入札説明書において提示する。

カ. 資格審査及び提案審査に関する書類の提出期限

本事業に関する資格審査に関する書類を令和7年6月上旬に受け付け、事業計画等の提案内容を記載した提案審査に関する書類を令和7年10月下旬に受け付ける。

提出の場所及び入札参加に必要な書類は、入札説明書等において提示する。

キ. 官民対話の実施

資格審査に関する書類の提出後、参加資格要件を満たすことを確認した入札参加者に対し、官民対話を実施する。官民対話の方法等は入札説明書において提示する。

(3) 落札者の決定及び公表

令和8年1月下旬に落札者を決定し、本市ホームページで公表する。

(4) 入札の中止等

入札の妨害又は、談合行為の疑い、不正又は不誠実な行為等により入札を公正に執行できないと認められるときは、入札の執行延期、再入札又は入札の取り止め等の対処を図る場合がある。

(5) 落札者を決定しない場合

本市は、事業者の募集、審査及び落札者の決定において、入札参加者がいない、あるいはいずれの入札参加者も公的財政負担の縮減等の達成が見込めない等の理由により、本事業を実施することが適当でないと判断した場合には、特定事業の選定を取り消すこととし、その旨を速やかに本市ホームページで公表する。

(6) 基本契約、設計・施工請負契約、運転維持管理委託契約の締結

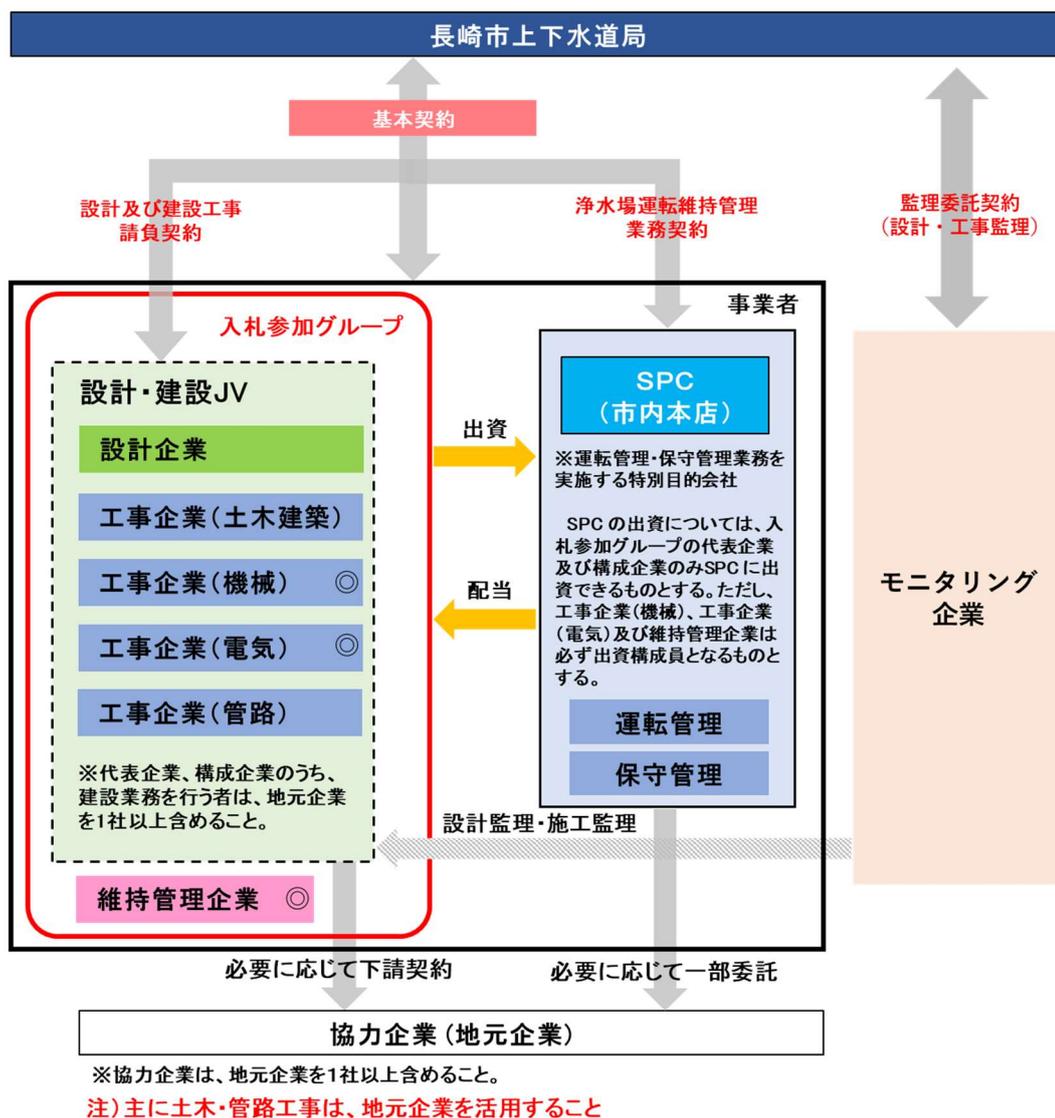
本市は、落札者と令和8年1月下旬までに基本契約、設計・施工請負契約、運転維持管理委託契約を締結する。

3. 入札参加者の備えるべき入札参加資格要件

(1) 事業スキーム

入札参加者は、設計企業、工事企業、維持管理企業で構成される入札参加グループとする。構成企業より業務を請負もしくは受託する企業を「協力企業」といい、協力企業への下請発注にあたっては、地元企業の育成、及び地域経済への貢献の観点から、可能な限り地元企業を活用するように配慮すること。

【事業スキーム】



(2) 入札参加者の構成等

- (ア) 入札参加者は、複数の企業で構成するグループ(以下「入札参加グループ」という。)で参加することとする。構成企業の企業数の上限は任意とするが、本事業の実施に関して各々の構成企業が適切な役割を担う必要がある。入札参加グループは構成企業の中から代表企業を1社定め、それ以外の企業は構成企業とする。代表企業が入札参加資格の申請及び入札手続きを行う。なお、入札参加グループより業務を請負い若しくは受託するものを協力企業という。
- (イ) 提案書提出時に、入札参加グループ、代表企業、構成企業、協力企業の別を記載すること。
- (ロ) 入札参加グループは、本施設の設計を行う企業(設計企業)、本施設の土木及び建築工事を行う企業(工事企業(土木建築))、本施設の機械設備工事を行う企業(工事企業(機械))、本施設の電気設備工事を行う企業(工事企業(電気))、場外施設の管路工事を行う企業(工事企業(管路))、本施設の運転維持管理業務を行う企業(維持管理企業)を含む企業により構成されることを基本とする。
- (ハ) 入札参加グループの設計業務を行う者及び建設業務を行う者は、特定建設工事共同企業体(甲型又は乙型)を結成すること。
- (ニ) 入札参加グループの工事企業(機械)、工事企業(電気)および維持管理企業は、**第3章. 1. (2)**に定めるSPCに出資し必ず構成員となるものとする。
- (ホ) 入札参加グループは、参加表明書及び入札参加資格確認申請書の提出時に、代表企業及びその他の構成企業(設計企業、工事企業(土木建築)、工事企業(機械)、工事企業(電気)、工事企業(管路)及び維持管理企業)の企業名及び携わる業務について明らかにするものとする。協力企業についても企業名及び携わる業務について明記すること。
- (ヘ) 代表企業、構成企業のうち、建設業務を行う者は、地元企業を1社以上含めること。なお、地元企業とは、長崎市物品等競争入札有資格者名簿又は長崎市建設工事等入札参加資格者名簿の名簿に地域区分が市内又は認定市内として登録がある者をいう。
- (ト) 協力企業は、1社は地元企業が含まれるものとする。
- (チ) 代表企業の変更は認めない。
- (リ) 入札参加資格確認のための申請書類(以下「入札参加資格確認申請書」という。)の提出後、参加の意思を表明した入札参加グループの構成企業の変更は、原則として認めない。ただし、やむを得ない事情があると認めた場合に限り、構成企業の変更を認めるものとする。
- (ル) 入札参加グループの代表企業及び構成企業は、他の入札参加グループの代表企業または構成企業となることはできない。なお、事業契約締結後において、選定されなかった入札参加グループの構成員は本事業に携わることはできない。

(3) 業務実施企業の入札参加資格要件

代表企業、構成企業のうち設計、建設、運転維持管理の各業務を行う者は、それぞれアからエ

までの要件を全て満たさなければならない。なお、複数の要件を満たす者は、当該複数業務を行うことができる。

ア. 共通事項

代表企業、構成企業は、次の(ア)から(ク)までの要件を全て満たしていること。

- (ア) 長崎市上下水道局契約規程(昭和 52 年水道局規程第 4 号)第 2 条第 1 項に規定する者(同項後段の規定により読み替えて適用する者を含む。)に該当しない者及び同条第 2 項各号に該当しないと認められる者であること。
- (イ) 長崎市上下水道局物品等競争入札有資格者名簿又は長崎市上下水道局建設工事等入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
- (ウ) 長崎市上下水道局競争入札参加資格者指名停止措置要領(平成 16 年 4 月 1 日施行)及び長崎市上下水道局各種契約等における暴力団等の排除措置に関する要綱(平成 24 年長崎市上下水道局告示第 6 号)の規定に基づく指名停止措置の期間中でない者並びに長崎市上下水道局事業所実態調査実施要領(平成 20 年長崎市上下水道局告示第 38 号)及び長崎市上下水道局元請・下請関係適正化指導要綱(平成 28 年長崎市上下水道局告示第 23 号)の規定に基づく入札参加制限措置の期間中でない者であること。
- (エ) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立てがあった者(更生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者(建設工事にあつては、更生手続開始又は再生手続開始の決定日以後を審査基準日とする経営事項審査を受け、本市の入札参加資格審査申請書を再度提出し、その審査を経て有資格業者として認定された者に限る。)を除く。)でないこと。
- (オ) 会社法(平成 17 年法律第 86 号)第 475 条若しくは第 644 条の規定に基づく清算の開始又は破産法(平成 16 年法律第 75 号)第 18 条若しくは第 19 条の規定に基づく破産手続開始の申立てがあった者でないこと。
- (カ) 本事業に係る「新浄水場共同整備事業計画作成等業務委託」及び「新浄水場共同整備事業受注者選定審査会運営支援業務委託」に関与した者又はこれらの者と資本面若しくは人事面において関連がある者でないこと。「新浄水場共同整備事業計画作成等業務委託」及び「新浄水場共同整備事業受注者選定審査会運営支援業務委託」に関与した者は、以下のとおりである。
 - a. 株式会社日水コン
 - b. 三浦法律事務所
- (キ) 5.(3)に記載の長崎市・長与町新浄水場共同整備事業受注者選定審査会の委員と資本面又は人事面において関連がある者でないこと。
- (ク) 代表企業及び構成企業が他の入札参加者として参加していない者であること。

イ. 設計業務を行う者(設計企業)

設計企業は、以下に示す(ア)から(オ)までの要件を全て満たしていること。

- (ア) 建築士法(昭和 25 年法律第 202 号)第 23 条第 1 項の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受けていること。
- (イ) 長崎市上下水道局建設工事等入札参加資格者名簿(建設コンサル)に登録されていること。
- (ウ) 技術士(上下水道部門の上水道及び工業用水道の資格を有する者で、技術士法(昭和 58 年法律第 25 号)に定めるものをいう。)が 1 名以上在籍していること。なお、入札参加グループと本事業に係る入札参加資格確認申請書の受付を行う日から起算して 3 ヶ月以上前から直接的な雇用関係にあること。
- (エ) 平成 27 年 4 月 1 日以降に、国内において、公称能力 5,000m³/日以上浄水能力を有する膜ろ過方式浄水場の詳細設計実績を有すること。また、同一の業務を複数で行う場合は、少なくとも1社がその要件を満たすこと。なお、膜ろ過方式以外の浄水フローを提案する場合は、詳細設計実績における膜ろ過方式の文言を急速ろ過方式に読み替える。
- (オ) 平成 27 年 4 月 1 日以降に、水道法(昭和 32 年法律第 177 号)第 3 条第 5 項に規定する水道事業者若しくは水道用水供給事業者又は地方公共団体が発注した口径 φ 400mm 以上の上水道管路における詳細設計業務を元請けとして履行し、完了した実績があること。

ウ. 建設業務を行う者(工事企業)

工事企業(工事企業(土木建築)、工事企業(機械)、工事企業(電気)、工事企業(管路))は、以下に示す(ア)から(キ)までの要件を全て満たしていること。なお、以下に示す各実績については他社と共同で履行した実績も認めるが、共同企業体の構成員として出資比率が 100 分の 20 以上であるものに限る(乙型 JV の場合は各工種の分担工事額の 20%以上であるものに限る。)。なお、施工実績について、同一の業務を複数で行う場合は、少なくとも1社がその要件を満たすこと。

- (ア) 長崎市上下水道局建設工事等入札参加資格者名簿(建設工事)に登録されていること。
- (イ) 建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)第 3 条第 1 項の規定により、各工事企業において、それぞれ該当する全ての特定建設業の許可を受けていること。また、同一の業務を複数で行う場合は、少なくとも1社がその要件を満たすこと。
 - ・ 工事企業(土木建築) 土木一式工事、建築一式工事、水道施設工事
 - ・ 工事企業(機械) 機械器具設置工事、水道施設工事
 - ・ 工事企業(電気) 電気工事
 - ・ 工事企業(管路) 水道施設工事
- (ウ) 入札参加資格要件確認基準日において、長崎市の制限付一般競争入札発注基準における総合数値が下記の点数以上であること。また、同一の業務を複数で行う場合は、少なくとも1社がその要件を満たすこと。
 - ・ 工事企業(土木建築) 土木一式工事 1,000 点、建築一式工事 1,000 点、水道施設工事 830 点

- ・ 工事企業(機械) 機械器具設置工事 720 点、水道施設工事 830 点
 - ・ 工事企業(電気) 電気工事 850 点
 - ・ 工事企業(管路) 水道施設工事 830 点
- (エ) 工事企業(土木建築)は平成 27 年 4 月 1 日以降に、国内において、公称能力 5,000m³/日以上
の浄水能力を有する膜ろ過方式または急速ろ過方式浄水場における土木工事(主要な土木構造物を含む)の施工実績があること。
- (オ) 工事企業(機械)は平成 27 年 4 月 1 日以降に、国内において、公称能力 5,000m³/日以上
の浄水能力を有する膜ろ過方式浄水場における機械設備工事(膜ろ過設備を含む)の施
工実績があること。なお、膜ろ過方式以外の浄水フローを提案する場合は、平成 27 年 4 月
1 日以降に、国内において、公称能力 5,000m³/日以上
の浄水能力を有する急速ろ過方式
浄水場における機械設備工事(凝集沈殿施設及び急速ろ過施設一式)の施工実績がある
こと。
- (カ) 工事企業(電気)は平成 27 年 4 月 1 日以降に、国内において、公称能力 5,000m³/日以上
の浄水能力を有する浄水場における電気設備工事(中央監視・計装設備を含む一式)の
施工実績があること。
- (キ) 工事企業(管路)は平成 27 年 4 月 1 日以降に、国内において、水道事業者若しくは水道
用水供給事業者又は地方公共団体が発注した口径φ400mm 以上の上水道管路工事の
施工実績を有していること。

エ. 運転維持管理業務を行う者

運転維持管理業務を行う者は、以下に示す(ア)の要件を満たしていること。

- (ア) 平成 27 年 4 月 1 日以降に、国内において、水道事業又は水道用水供給事業に係る公称
能力 5,000m³/日以上
の浄水能力を有する膜ろ過方式または急速ろ過方式浄水場で、24
時間連続して運転監視する運転管理業務委託の実績を有すること。

(4) 入札参加資格要件の確認基準日

入札参加資格要件の確認基準日は、参加表明書、資格審査書類の提出期限日(以下「入札参加資格審査基準日」という)とする。

(5) 入札参加者の失格・変更

ア. 長崎市・長与町新浄水場共同整備事業受注者選定審査会の委員との接触

5(3)に記載の長崎市・長与町新浄水場共同整備事業受注者選定審査会の委員の公表日以降において、本事業に関わって、当該委員に接触を試みた者は失格とする。

イ. 入札参加資格審査基準日以降、落札者決定までの期間

(ア) 代表企業が入札参加資格要件を欠くような事態が生じた場合は失格とする。

(イ) 代表企業の変更は認められないが、構成企業が入札参加資格要件を欠くに至った場合、資格・能力等の面で支障がないと本市が認めた場合に限り、変更できることとする。

ウ. 落札者決定後、基本契約締結までの期間

(ア) 代表企業が入札参加資格要件を欠くに至った場合は失格とする。

(イ) 代表企業の変更は認められないが、構成企業が入札参加資格要件を欠くような事態が生じた場合は、直ちに失格とはせず、資格・能力等の面で支障がないと本市町が認めた場合に限り、変更できることとする。

4. 提案書類の取扱い

(1) 著作権

提案書の著作権は、入札参加者に帰属する。ただし、本事業において公表等が必要と認めるときは、本市町は提案書の全部又は一部を無償で使用できるものとする。

契約に至らなかった入札参加者の提案については、入札参加者及び入札参加グループの承諾のある場合のみ、提案書の一部又は全部を無償で使用できるものとするが、本市町が受注者選定過程等を説明する以外の目的には使用しないものとする。

(2) 特許権等

提案のなかで特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護されている権利の対象となっている工事材料、施工方法等を使用することとしている場合、これらの使用により生じる責任は、原則として入札参加者が負うものとする。なお、これによって本市町が損失又は損害を被った場合は、当該入札参加者は、本市町に対して当該損失及び損害を補償及び賠償しなければならない。

5. 審査及び選定に関する事項

(1) 提案等の審査

事業者の選定は、資格審査及び提案審査により行う。

各審査の主な内容は、次のとおりとする。

資格審査	入札参加資格に関する審査
提案審査	事業計画の提案に関する審査 設計業務の提案に関する審査 建設業務の提案に関する審査 運転維持管理業務の提案に関する審査 脱炭素への配慮に関する審査 地域経済への配慮に関する審査 長期更新計画に対する審査 入札参加者独自の提案に関する審査 入札額に関する審査

(2) 地域経済への配慮

本事業の実施に当たっては、地元企業の積極的な活用(物資・飲食物・消耗品等の調達を含む。)や地元雇用の創出に努めるなど地域経済の振興に配慮すること。

なお、本事業の入札価格に占める地域経済への貢献金額が少なくとも 30%以上となるような提案に努めること。

(3) 長崎市・長与町新浄水場共同整備事業受注者選定審査会の設置

事業者の選定に当たり、学識経験者等で構成する長崎市・長与町新浄水場共同整備事業受注者選定審査会(以下「受注者選定審査会」という。)を本市に設置する。

受注者選定審査会は、入札参加者から提出された提案の審査を行う。

(敬称略)

	氏名	所属
委員	秋場 忠彦	日本水道協会 水道技術総合研究所 主任研究員
委員	鋤田 泰子	神戸大学 大学院 工学研究科 教授
委員	佐原 徹三	佐原税理士・行政書士事務所 所長
委員	堤 行彦	福山市立大学 名誉教授
委員	中川 啓	長崎大学 総合生産科学域(環境科学系) 教授
委員	山西 博幸	佐賀大学 理工学部 都市工学部門 教授

※50 音順で記載

第3章 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

1. 事業契約に関する基本的な考え方

(1) 基本契約の締結

本市は、事業落札者と本事業に係る基本的事項を定めた基本契約を締結する。

なお、落札者決定日の翌日から基本契約の締結日までの間、落札者の構成企業が入札参加資格を欠くに至った場合、本市は落札者と基本契約を締結しない場合がある。

(2) 特別目的会社(SPC)の設立

落札者は、運転維持管理業務を実施するため、運転維持管理委託における業務開始までに、維持管理業務を実施する事業者であるSPCとして、会社法に定める株式会社を設立する。SPCの登記上の本店所在地は、長崎県長崎市とする。SPCの出資については、入札参加グループの代表企業及び構成企業のみSPCに出資できるものとし、工事企業(機械)、工事企業(電気)及び維持管理企業はSPCに必ず出資し構成員となるものとする。SPCの出資者のうち、1社をSPCの代表企業と定める。

なお、SPCの株主が株式を譲渡その他の方法により処分する場合には、事前に本市町の承諾を得なければならない。

(3) 事業契約の締結

本市は、基本契約の規定に基づき、施設の工事を行うために結成する設計・建設JVと本事業にかかる設計及び建設工事請負契約(新浄水場、場外施設、場外管路)を締結する。

さらに、本市は、基本契約に基づき、本施設の運転維持管理に関し、SPCへの出資を予定している企業と本事業に係る運転維持管理業務委託契約を締結する。ただし、本事業の運転維持管理業務を実施するためのSPCが設立された時点で、契約内容をSPCへ引き継がせる。

基本契約、設計及び建設工事請負契約及び運転維持管理業務委託契約の3つの契約をまとめて、事業契約という。

2. 責任分担に関する基本的な考え方

本事業は、適正にリスクを分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供を目指している。事業者の担当する業務については、事業者が責任をもって遂行し、各業務の履行に伴い発生するリスクについては、自らが責任をもって対応し、リスク発生による影響についても自らの負担で対応するものとする。ただし、本市町が負うべき合理的理由があるリスクについては、本市町が責任の一部又は全部を負担することとする。

3. 予測されるリスクと責任分担

本市と事業者のリスク分担の考え方は、別紙 2 に示す「リスク分担表」のとおりである。

4. 対象業務におけるサービスの水準

事業者は、事業期間中、本市町が満足する内容のサービスを提供することが求められる。浄水の水質、本事業の対象となる施設に要求する性能及び運転維持管理に要求するサービスの水準は、今後公表する要求水準書において示すものとする。

5. 本市町よる事業の実施状況及びサービス水準のモニタリング

(1) モニタリングの実施

事業者が定められた業務を確実に遂行し、要求水準書に示されたサービス水準及び提案書において入札参加グループが提案した水準を達成しているか否かを確認するため、また事業者の財務状況の把握等を目的として、本市町でモニタリングを行う。

(2) モニタリングの時期

本市町が行うモニタリングは、設計時、工事施工時、工事完成時等の各段階において実施する。

(3) モニタリングの方法

モニタリングは、本市町が提示した方法に従って本市町が実施する。事業者は、本市町からの求めに応じて、モニタリングのために必要な資料等を提出するものとする。

(4) モニタリングの内容

ア. 設計及び工事段階

本市町は、事業者が行う設計業務及び工事業務等が本市町の定める要求水準に適合するものであるか確認を行う。なお、設計及び施工監理業務はモニタリング企業に一部発注を行う予定である。

事業者が実施する設計業務及び工事業務等の水準が本市町で定める水準を下回ることが判明した場合、本市町は業務内容の改善を求める。事業者は本市町の改善要求に対し、自らの費用負担により改善措置を講ずるものとする。

イ. 運転維持管理段階

本市町は、事業者が行う運転維持管理業務について定期的に確認を行うとともに、事業者の財務状況についても確認する。

事業者の実施する運転維持管理業務の水準が本市町で定める水準を下回ることが判明した場合、本市町は業務内容の速やかな改善を求めるとともに、運転維持管理業務の未達成の度合いに応じてサービスの対価の減額等を行う。事業者は、本市町の改善要求に対し、自らの費用負担により改善措置を講ずるものとする。

また、事業者が提出する財務諸表をもとに本事業を円滑に推進しうる財務状況であるかを確認する。なお、詳細なモニタリングの方法、内容及びサービスの対価の減額基準等については入札説明書等において明らかにする。

(5) モニタリングの結果

モニタリングの結果は、本市町から事業者に対して支払われる業務の対価の算定等に反映され、要求水準書に示されたサービス水準を下回る場合には、改善勧告のほか、業務の対価の支払の延期や減額、契約解除等の措置の対象となる。

(6) モニタリング費用の負担

モニタリングに係る費用のうち、本市町が実施するモニタリングに係る費用は本市町が負担する。事業者自らが実施するセルフモニタリングに係る費用は、事業者の負担とする。

第4章 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

1. 立地条件(新浄水場)

(1) 事業予定地

長崎県西彼杵郡長与町高田郷 298-1、ほか 1 筆

(2) 敷地面積

約 14,300 m²

(3) 建設用地の制限等

都市計画地域 : 都市計画区域(市街化調整区域)

用途地域 : 指定なし

建蔽率 : 60%

容積率 : 200%

防火・準防火地域 : 指定なし(法第 22 条指定地域)

高度地区(最高限) : 指定なし

日影規制 : 指定なし

※ただし、隣接する第一種住居地域に日影がかかる場合は必要

その他地区指定 : 指定あり

土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域

急傾斜地特別警戒区域、急傾斜地警戒区域

※浸水想定区域に含まれる

道路斜線制限 : 1:1.5

隣地斜線制限 : なし

騒音・振動規制 : あり

騒音規制 第 2 種区域

朝夕 50dB 以下(6:00~8:00 及び 20:00~22:00)

昼間 60dB 以下(8:00~20:00)

夜間 45dB 以下(22:00~6:00)

振動規制 第 1 種区域

昼間 65dB 以下(8:00~20:00)

朝夜 60dB 以下(20:00~8:00)

雨水 : 場内側溝より河川へ排水を予定

汚水 : 公共下水道に排水する

(4) 接続道路

建築基準法 42 条第 1 項 1 号 住吉町高田郷線

(5) 土壌汚染

土壌汚染調査は不要であるが、一定規模以上の土地の形質変更を行う場合には、届け出を行うこと。

2. 立地条件(新浦上配水池、新女の都ポンプ場)

(1) 事業予定地

長崎県長崎市昭和2丁目21-3

(2) 敷地面積

約 5,000m²

(3) 建設用地の制限等

都市計画地域	: 都市計画区域(市街化調整区域)
用途地域	: 指定なし
建蔽率	: 60%
容積率	: 200%
防火・準防火地域	: 指定なし(法第22条指定地域)
高度地区(最高限)	: 指定なし
日影規制	: 5h/3h 測定面 4m
その他地区指定	: 指定なし
道路斜線制限	: 1:1.25
隣地斜線制限	: 1:1.25
騒音・振動規制	: 規制なし
雨水	: 浦上ダムに排水する
汚水	: 汚水なし

(4) 接続道路

建築基準法42条第1項1号 昭和川平町線

(5) 土壌汚染

一定規模以上の土地の形質変更を行う場合には、届出を行うこと。

3. 立地条件(新導水ポンプ場(長与町))

(1) 事業予定地

長崎県西彼杵郡長与町嬉里郷 1092-1、ほか1筆

(2) 敷地面積

約 2,300 m²

(3) 建設用地の制限等

都市計画地域 : 都市計画区域(市街化調整区域)

用途地域 : 第1種住居地域

建蔽率 : 60%

容積率 : 200%

防火・準防火地域 : 指定なし(法第 22 条指定地域)

高度地区(最高限) : 指定なし

日影規制 : 3h/5h 測定面 4m

その他地区指定 : 指定なし

道路斜線制限 : 1:1.25

隣地斜線制限 : 1:1.25 立ち上がり 20m

騒音・振動規制 : あり

騒音規制 第2種区域

朝夕 55dB 以下(6:00~8:00 及び 20:00~22:00)

昼間 60dB 以下(8:00~20:00)

夜間 45dB 以下(22:00~6:00)

※認定こども園から 50m 以内の範囲では-5dB

雨水 : 前面道路側溝に排水する

汚水 : 公共下水道に排水する

(4) 接続道路

建築基準法 42 条第 1 項 1 号 長与中央線

4. 立地条件(第2浄水場)

(1) 事業予定地

長崎県西彼杵郡長与町三根郷 400-1、ほか5筆

(2) 敷地面積

約 9,400 m² (購入予定地含む)

(3) 建設用地の制限等

都市計画地域 : 都市計画区域(市街化調整区域)

用途地域 : 指定なし

建蔽率 : 60%

容積率 : 200%

防火・準防火地域 : 指定なし(法第22条指定地域)

高度地区(最高限) : 指定なし

日影規制 : 指定なし

その他地区指定 : 指定あり

土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域

急傾斜地特別警戒区域、急傾斜地警戒区域

※浸水想定区域に含まれる

道路斜線制限 : 1:1.5

隣地斜線制限 : 1:2.5 立ち上がり 31m

騒音・振動規制 : あり

騒音規制 第2種区域

朝夕 50dB 以下(6:00~8:00 及び 20:00~22:00)

昼間 60dB 以下(8:00~20:00)

夜間 45dB 以下(22:00~6:00)

雨水 : 場内側溝より河川に排水する

汚水 : 公共下水道に排水する

(4) 接続道路

建築基準法 42 条第 1 項 1 号 三根三反田線

第5章 契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

事業契約の解釈について疑義が生じた場合、本市と事業者は誠意をもって協議するものとし、一定期間内に協議が整わない場合には、事業契約に規定する具体的措置を行うこととする。また、事業契約に関する紛争については、長崎地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

第6章 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

本事業の履行が困難となった場合には、次の措置をとることとし、詳細については事業契約において規定する。

1. 事業者の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合

- (1) 事業者の責めに帰すべき事由により、本事業の継続が困難となった場合又はその懸念が生じた場合、本市は、事業者に対して、改善勧告を行い、一定期間内に改善策の提出と実施を求めることができる。事業者が当該期間内に改善をすることができなかつた場合は、本市は、事業契約を解除することができる。
- (2) 事業者が倒産し、又は事業者の財務状況が著しく悪化し、その結果、本事業の継続が困難と合理的に認められる場合、本市は、事業契約を解除することができる。
- (3) 前2号により事業契約が解除された場合、事業者は、本市町に生じた損害を賠償しなければならない。

2. 本市町の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

- (1) 本市町の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合、事業者は、事業契約を解除することができる。
- (2) 前号により事業契約が解除された場合、本市町は、事業者に生じた損害を賠償しなければならない。

3. 本市町及び事業者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合

- (1) 不可抗力その他本市町又は事業者の責めに帰すことのできない事由により本事業の継続が困難となった場合、本市及び事業者の双方は、事業継続の可否について協議する。
- (2) 一定の期間内に協議が整わないときは、本市町が協議の内容を踏まえ、本事業の継続の可否を決定することとし、本市は事前に事業者に通知することにより、事業契約を解除することができる。

第7章 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

1. 法制上の措置

本事業を行うために必要な土地は行政財産であり、本市町はこれを無償で使用させる。また、本市町は、事業者による業務実施に必要な許認可等の取得に関し、協力する。

2. 税制上の措置

本事業に関する税制上の優遇措置等は想定していない。

3. 財政上及び金融上の支援

事業者は、本市町が国庫補助金等の申請業務等を行う場合は、これに協力し、検査業務についても協力するものとする。

第8章 その他特定事業の実施に関し必要な事項

1. 入札参加に伴う費用負担

入札参加に伴う費用は、全て入札参加グループの負担とする。

2. 本事業において使用する言語、通貨単位等

本事業において使用する言語は日本語、単位は計量法(平成4年法律第51号)に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準とする。

3. 情報公開及び情報提供

本事業に関する情報は、適宜、本市ホームページで公表する。

4. 実施方針の変更

本事業に係る情報の提供は、本市ホームページを通じて行うものとする。

5. 実施方針に関する問い合わせ先

本実施方針に関する問い合わせ先は、次のとおりとする。

長崎市 上下水道局事業部 新浄水場整備室

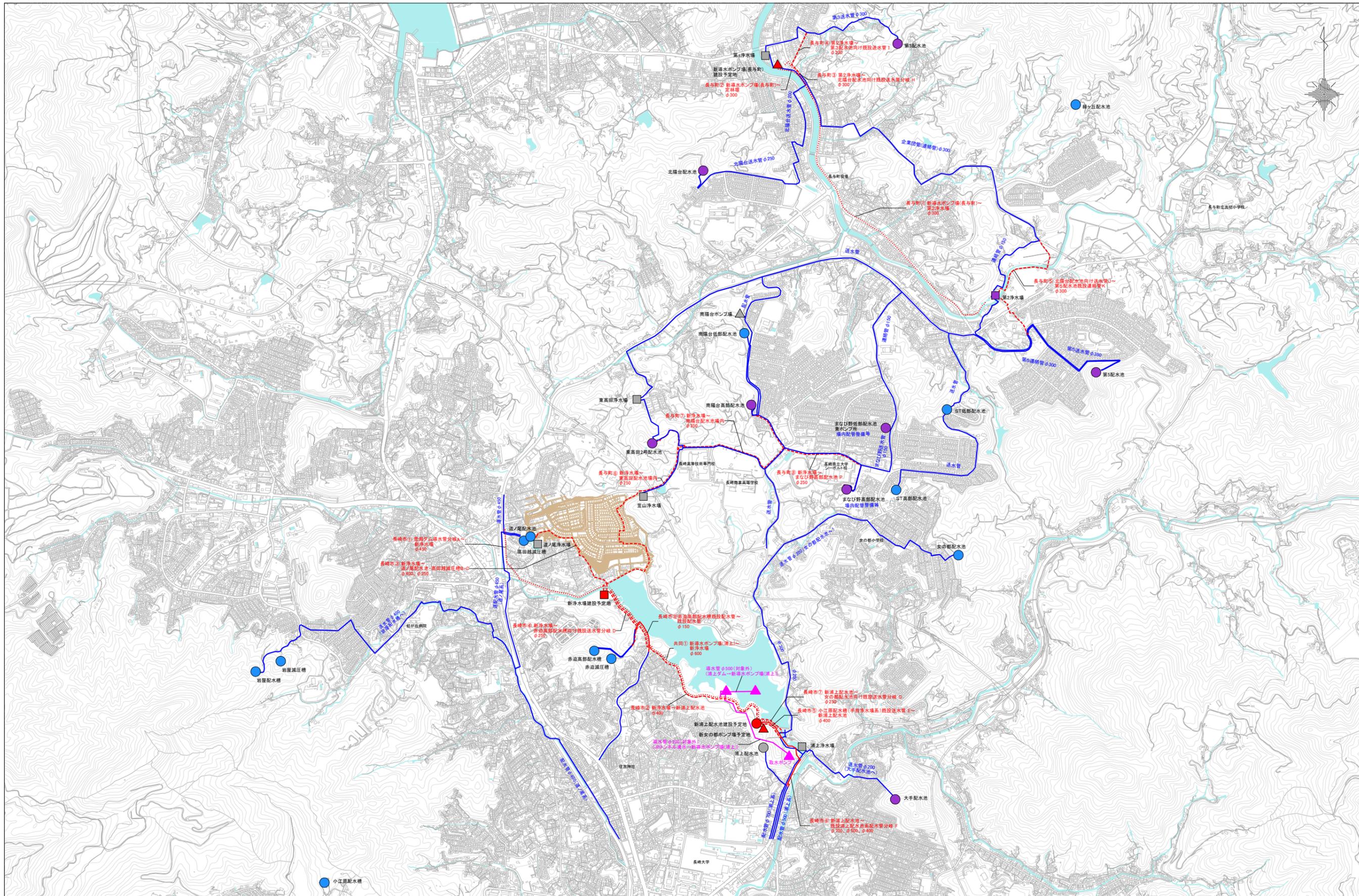
住 所: 〒850-8685 長崎県長崎市魚の町 4-1(長崎市役所 15 階)

電 話:095-829-1286 FAX:095-829-1259

電子メール:suido_jousuiseibi@city.nagasaki.lg.jp

本市ホームページアドレス:

<https://www.city.nagasaki.lg.jp/shimin/150000/157000/p040875.html>

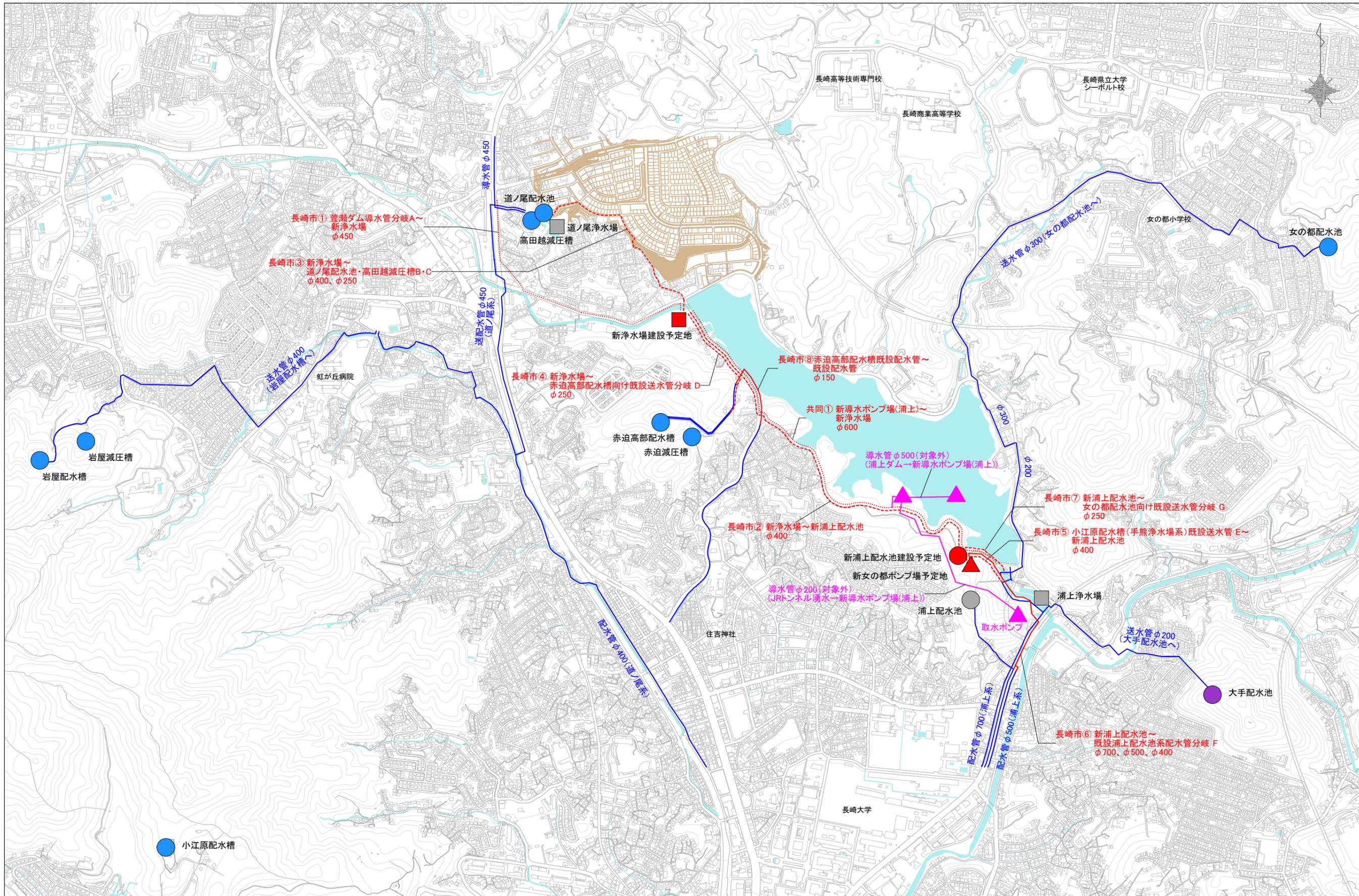


施設区分		
■ 浄水場	● 配水池・配水槽	▲ ポンプ場・ポンプ設備
(赤色) 新設	(青色) 既設	(紫色) 改良 (灰色) 廃止 (ピンク) 長崎県施工範囲

管路区分		
----- 導水管	----- 送水管	—— 配水管
(赤色) 新設	(青色) 既設	(ピンク) 長崎県施工範囲

長崎市・長与町_全体計画図



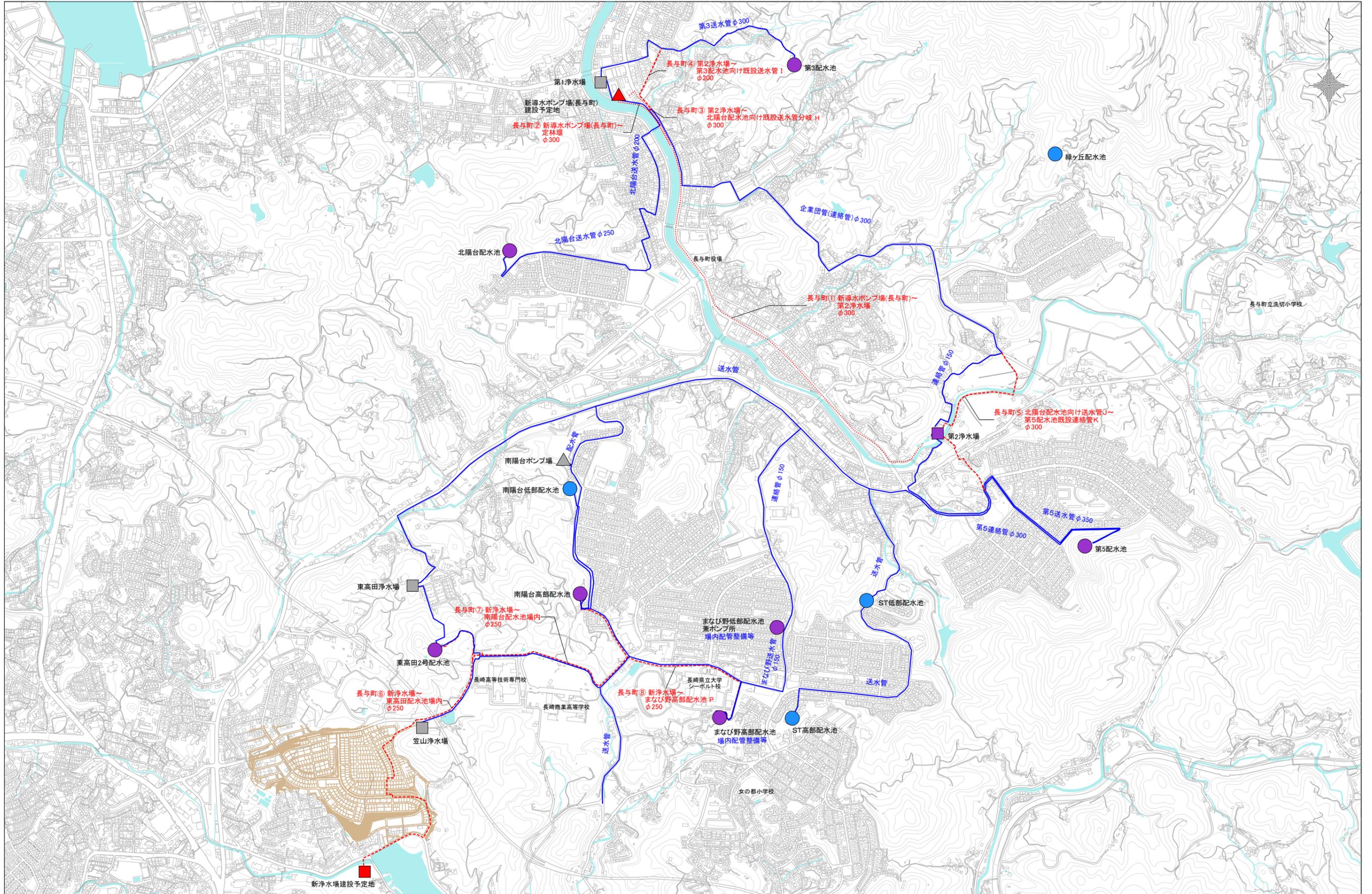


施設区分		
■ 浄水場	● 配水池・配水槽	▲ ポンプ場・ポンプ設備
(赤色) 新設	(青色) 既設	(紫色) 改良
(灰色) 廃止	(ピンク) 長崎県施工範囲	

管路区分		
..... 導水管	----- 送水管	—— 配水管
(赤色) 新設	(青色) 既設	(ピンク) 長崎県施工範囲

長崎市_全体計画図





施設区分		
■ 浄水場	● 配水池・配水槽	▲ ポンプ場・ポンプ設備
(赤色) 新設	(青色) 既設	(紫色) 改良
(灰色) 廃止	(ピンク) 長崎県施工範囲	

管路区分		
..... 導水管	----- 送水管	—— 配水管
(赤色) 新設	(青色) 既設	(ピンク) 長崎県施工範囲

長与町_全体計画図



リスクの種類	No.	リスクの内容	負担者			
			市町	事業者		
①共通事項	1	市町の施策変更による事業の変更・中断・中止など	●			
	2	入札説明書等、入札手続き等の誤り、内容の変更に関するもの	●			
	3	事業者の帰責事由による契約締結の遅延・中止		●		
	契約	4	市町の帰責事由による契約締結の遅延・中止	●		
		5	本事業に直接の影響を及ぼす法制度・許認可の新設・変更によるもの	●		
	法制度	6	上記以外のもの		●	
		7	事業予算、債務負担行為などの議決に関わるもの	●		
	政治	8	施設が統合・廃止され、契約の中断・変更に関わるもの	●		
		9	事業の縮小・拡充に伴う、事業の対象範囲の変更に関わるもの	●		
		10	事業者の帰責事由による行政指導に伴う事業の変更・遅延に関するもの		●	
	行政指導	11	上記以外のもの	●		
		12	市町の帰責事由による許認可の遅延に関するもの	●		
	許認可	13	事業者の帰責事由による許認可の遅延に関するもの		●	
		14	法人税率等、法人の利益にかかる税制度の変更によるもの		●	
	税制度	15	その他、本事業に直接の影響を及ぼす税制（消費税）の変更によるもの	●		
		16	本事業の実施そのものに関する地元合意形成	●		
	住民対応	17	事業者の帰責事由による調査、工事及び維持管理に関する住民反対運動等		●	
		18	事業者の帰責事由によらない調査、工事及び維持管理に関する住民反対運動等	●		
		19	事業者の提案内容、行う業務に起因する環境問題		●	
	環境問題	20	上記以外の事由による環境問題に関するもの	●		
		21	事業者の帰責事由による第三者賠償等 調査、建設、運転管理・保守管理段階における事故、騒音、振動、光、臭気に関するもの等		●	
	第三者賠償	22	市町の帰責事由による事業期間中の第三者賠償等	●		
		23	第三者の加害行為（破壊、盗難、強盗、汚損、毒物混入、放火等）により、事業変更・施設運営停止・事業継続の不履行	●	△※1	
	想定外業務	24	施設の劣化又は維持管理の不備によって見学者が怪我をした場合		●	
	見学者事故	25	調査、工事、維持管理等における安全性の確保		●	
	安全確保	26	事業者が発注する業務の契約内容の変更等		●	
	事業者発注業務	27	教育研修の関連経費及び予備要員の配置又は応援要員の確保		●	
	労務		28	セクハラ・パワハラに関する事業者の対応不備による賠償請求、企業イメージの低下		●
			29	事業者の従業員の不誠実行為（贈収賄、情報漏洩等）による業務停止、契約解除		●
	情報漏洩	30	事業者の従業員による情報の漏洩		●	
		31	市町の帰責事由による事業者の従業員個人情報情報の漏洩	●		
	保険	32	設計・工事・維持管理段階のリスクをカバーする保険		●	
	物価変動	33	物価変動	●	△※2	
	資金調達	34	事業者の資金調達に関するもの		●	
	国庫補助金	35	国庫補助金の交付に関するもの	●		
	構成員・協力企業	36	構成企業及び協力企業の能力不足等による事業の悪化		●	

(別紙2 リスク分担表2 / 3)

リスクの種類		No.	リスクの内容		
				市町	事業者
①共通事項	債務不履行	37	事業者の帰責事由による事業の中止・延期（経営破綻、事業放棄等）		●
		38	市町の帰責事由による事由による事業の中止・延期	●	
	不可抗力	39	本事業に係る、戦争、暴動、天災、疫病、風水害、地震等による事業内容の変更、事業の延期・中止に関するもの	●	△※3
②調査設計段階	測量・調査	40	市町が実施した測量・調査に関するもの	●	
		41	遺産、遺跡の存在に関するもの	●	
		42	上記以外の測量・調査に関するもの		●
	設計	43	市町の帰責事由による（提示条件の大幅な変更等）による設計などの完了遅延・設計費の増大	●	
		44	事業者の帰責事由による（提案の不備、設計の不備、事業者の帰責事由による履行遅れ等）による設計の完了遅延・設計費の増大		●
③工事段階	用地	45	建設予定地の確保に関するもの	●	
		46	建設予定地以外の建設に要する用地の追加的確保に関するもの		●
		47	既存資料で把握不可能な土壌汚染に関わるもの	●	
		48	既存資料で把握可能な既設杭、場内配管等の地中埋設物に関するもの		●
		49	上記以外（埋蔵文化財など）に関するもの	●	
	環境汚染物質	50	解体に伴うアスベストやPCBなど環境汚染物質の発見・対応に関するもの	●	
	工事監理	51	工事監理に関するもの	●	
		52	工事現場管理に関するもの		●
	工事遅延・未完成	53	市町の帰責事由による工事の遅延・未完工	●	
		54	事業者の帰責事由による工事の遅延・未完工		●
	工事費増大	55	市町の帰責事由による設計変更等に伴う工事費の増大	●	
		56	把握不能な地下埋設物等の移設費等に伴う工事費の増大	●	
		57	事業者の帰責事由による工事費の増大		●
	他事業調整	58	市町の帰責事由により発生した他事業との調整による工事の遅延・工事費の増大	●	
		59	事業者の事由により発生した他事業との調整による工事の遅延・工事費の増大		●
	施設性能	60	要求性能不適合（施工不良を含む。）		●
	施設瑕疵	61	更新整備等対象範囲内に事業者が建設、改修した施設に関するもの		●
	安全性確保	62	工事現場における事故等の発生		●
	施設損傷	63	施設の引渡し前に生じた不可抗力による施設損傷	●	△※3
		64	上記以外の事由による引き渡し前損害		●
④維持管理段階	原水水量	65	発注者の不適切な指示（判断）に関するもの	●	
		66	事業者の帰責事由によらない浄水場における原水水量不足	●	
	原水水質事故	67	原水水質事故等における受注者の初動対応（発注者への連絡・報告、状況調査、緊急処置等）の遅れに関するもの		●
	浄水水質	68	水道水質基準の変更に伴うもの	●	
		69	市の浄水水質目標の変更に伴うもの	●	
	要求水準未達	70	要求水準の未達		●
	原料	71	電気等の供給が停止されるリスク	●	
		72	薬品や電気等の使用量の変動リスク	●※4	●※4
	施設性能（整備施設）	73	要求される機能を満たしていないために、改修等の必要が生じるリスク		●

リスクの種類	No.	リスクの内容	リスクの発生		
			市町	事業者	
④維持管理 段階	施設性能（既存施設）	74	事業者の帰責事由による性能不足に関するもの（提案内容に基づく改造や改修、維持管理に起因するもの）		●
	施設損傷	75	事業者の帰責事由による施設損傷に伴う事業の一時中止や費用の増加		●
		76	第三者に起因する施設の損傷による事業の一時中止や費用の増加	●	
	通信システムの障害復旧、安全対策	77	市町が使用するO A機器等、市町の帰責事由によるもの	●	
		78	事業者が使用するO A機器等、事業者の帰責事由によるもの		●
	維持管理費の増大	79	市町の事由による事業内容・用途の変更に起因する維持管理費の増大	●	
		80	計画水量を超過したことによる維持管理費の増大	●	
		81	要求水準に示す原水水質を超える水質変化による維持管理費等の増大	●	
82		事業者の帰責事由による維持管理費の増大		●	
⑤事業終了 段階	事業終了時の移管手続き	83	施設移管手続きに伴う諸費用の負担、事業者の清算手続きに伴う損益等		●
	事業終了時の施設状態	84	事業終了時の施設状態の要求水準の未達		●

※1：事業者の善管注意義務違反や業務不履行等によるもの

※2：物価変動リスクについては、一定の割合を超える費用負担は発注者、それ以外は受注者の負担とし、その割合は設計建設工事請負契約書（案）及び維持管理業務委託契約書（案）において定める

※3：不可抗力リスクについては、一定の割合を超える費用負担は発注者、それ以外は受注者の負担とし、その割合は設計建設工事請負契約書（案）及び維持管理業務委託契約書（案）において定める

※4：原料（電力、薬品等の使用料変動）リスクについては、一定の割合を超える費用負担は発注者及び受注者、それ以外は受注者の負担とし、その割合等の詳細は設計建設工事請負契約書（案）及び維持管理業務委託契約書（案）において定める

(あて先)長崎市 上下水道局 事業部 新浄水場整備室 御中

参加申込書

令和 7 年 1 月 31 日(金)に開催される「長崎市・長与町新浄水場共同整備事業」の実施方針等に関する説明会及び事業予定地見学会への参加を希望します。

会 社 名	
所 在 地	
参加予定代表者氏名	
所 属 ・ 役 職	
電 話 番 号	
F A X	
メールアドレス	
参 加 人 数 (各2名以内)	説明会 名
	事業予定地の見学会 名

※所定の事項を記載の上、令和 7 年 1 月 30 日(木)正午までに、本事業に関する担当窓口へ電子メール(添付ファイル)により送付してください。

(本事業に関する担当窓口)

長崎市 上下水道局事業部 新浄水場整備室

E-Mail: suido_jousuiseibi@city.nagasaki.lg.jp

実施方針等に関する質問及び意見書

「長崎市・長与町新浄水場共同整備事業」実施方針等について、以下のとおり質問及び意見書を提出します。

会社名	
部署	
担当者氏名	
電話番号	
FAX番号	
メールアドレス	

- * 質問及び意見の数の制限はありませんので、必要に応じて各シートの行を追加して記載してください。
- * エクセルで作成の上、E-mailの添付ファイルとしてお送りください。【送付先アドレス】suido_jousuiseibi@city.nagasaki.lg.jp

(あて先)長崎市 上下水道局 事業部 新浄水場整備室 御中

採水申込書

会 社 名	
所 在 地	
参加予定代表者氏名	
所 属 ・ 役 職	
電 話 番 号	
F A X	
メールアドレス	
採 水 原 水	浦上浄水場 希望する ・ 希望しない
	道ノ尾浄水場 希望する ・ 希望しない
	第1浄水場 希望する ・ 希望しない
	第2浄水場 希望する ・ 希望しない

※所定の事項を記載の上、令和7年2月7日(金)正午までに、本事業に関する担当窓口へ電子メール(添付ファイル)により送付してください。

※採水の日程は令和7年2月、5月を予定しています。
(日時の詳細については、参加希望者と調整の上決定します。)

(本事業に関する担当窓口)
長崎市 上下水道局事業部 新浄水場整備室
E-Mail: suido_jousuiseibi@city.nagasaki.lg.jp